

港区学童クラブ条例の一部を改正する条例

本案は、放課GO→学童クラブあかばねの実施場所を変更するとともに、放課GO→学童クラブしばはまの実施場所を追加するものです。

【条例改正の背景】

港区立赤羽幼稚園の園舎等の新築工事が令和8年7月末に完了することに伴い、新築された建物内で学童クラブ事業を実施するため、放課GO→学童クラブあかばねの実施場所を変更します。

また、港区立芝浜小学校の児童数の増加に伴い、今後見込まれる学童クラブ事業の需要等に対応するため、放課GO→学童クラブしばはまの実施場所を追加します。

【条例改正の内容】

①放課GO→学童クラブあかばねの実施場所を変更します。

港区三田二丁目6番2号 → 港区三田一丁目4番52号

②放課GO→学童クラブしばはまの実施場所を追加します。

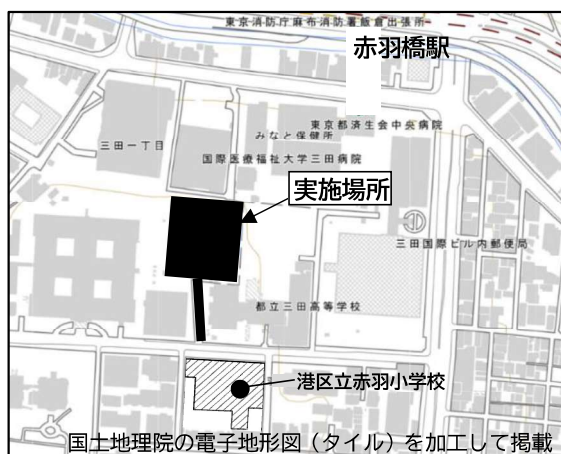
位 置 港区芝浦三丁目1番16号

【施行期日】

区規則で定める日（①については令和8年9月1日予定、②については同年8月1日予定）

【位置図】

①放課GO→学童クラブあかばね



②放課GO→学童クラブしばはま

